

## 行為の原因・責任の根拠としての「意思責任」という幻想

Is Intention a Cause of Actions, therefore a Ground of Responsibility?

長谷川みゆき

HASEGAWA Miyuki

要旨 「意思責任」とは、意思することに対する責任という意味ではなく、個人がなす行為の原因を意思 (intention) に求め、かつその行為の責任を行為者の意思 (intention) に帰する信仰を意味して私が作った言葉である<sup>1)</sup>。通常、社会的に悪とされる行為が為された場合、われわれは当人の意思にその責任を帰する。その人物が他にも行為できる可能性があったのに、敢えてその行為をなそうと決意したこと、すなわち心的状態としての意思に、その結果の責めを帰するのである。しかし、そもそも行為者の心理過程を覗けばそこに確固とした意思を発見できるという考え方、そしてそこに責任を帰属させるやり方は近代法の個人責任——個人は他人の行為に対して責任を負うことは無く、自己の行為についてのみ責任を負う——の原則を基礎としており、それは当人の意思以外の責任を免除する近代的な装置なのである。紙幅の関係上、意思責任と近代法との関係について詳述することはできないが、本稿では、意思とは何か、そして個人の意思に責任を引き受けさせるというあり方がどのような帰結をもたらすのかを示したい。

はじめに

通常、社会的に悪とされる行為が為された場合、その行為の原因として、当人の意思にその責任を帰する。その人物が他にも行為できる可能性があったのに敢えてその行為をなそうと決意したこと、すなわちその意思に、その結果の責めを帰するのである。本稿では、そこで措定されている意思とは何か、意思を根拠にした責任とは何かを考察し、個人の意思のみに責めを引き受けさせることが責任のあり方としてどのような帰結をもたらすのかを提示する。ここでは、中島義道<sup>2)</sup>およびアントニー・ダフ<sup>3)</sup>に依拠しながら、通常の意味とは別の意思のあり方を示す。本稿で以下にみるような「意思」理解は、われわれが日常慣れ親しんでいる「意思」とはかなり違ったものとみえるかもしれない。通常われわれは、意思というものを「思い」や「考え」であるとして理解しているし、当人にしか分からない秘められた心の中の何かであると理解していることが多いからである。しかし、それは間違った「意思」理解であると主張する。

また、意思こそがある行為を為す動力であるという考えは、ある行為やその結果の原因を意思に求めることができることを意味する。確かに、悪い結果が起きた場合、その原因となったものに責任があると考えるのは当然であるし、その原因が意思であるなら、その

<sup>1)</sup> 三重大学修士論文 (2004 年)、千葉大学修士論文 (2007 年)。

<sup>2)</sup> 中島義道『哲学の教科書』(講談社、1995 年)。

<sup>3)</sup> R. A. Duff, *Intention, Agency and Criminal Liability: Philosophy of Action and the Criminal Law* (Basil Blackwell, 1990).

意思に責任を求めるだろう。しかし、むしろそのような内的心理状態という意思理解の仕方は、ある行為の責任をその行為者の意思のみに帰属させ、他の責任を免除するための装置なのだとすることを示したい。

意思について、おおよそ以下の四つの点が重要と考える。(1)意思とは心的状態ではなく、したがって、思うことや願望とは違う、(2)意思とは観察可能な行為に結びついている、(3)意思とは常に意識的なものではなく無意識の意思がありえる、(4)意思は社会的文脈の中で意味づけられていく、である。これらは、本稿で説明する便宜上四つに分けただけであり、それぞれに排他的ではなく互いに重なり合ったものである。

## 1. 心的状態（mental state）ではない意思

意思というと、通常、思い・考え・動機・願望・欲望・決断といった心理態度と理解されているようである。ここでは、意思とはそのような心的状態ではないということ、むしろそのような心的状態を意思ととらえることが、何が意思なのかを分からなくさせているということを示す。

例 1<sup>4)</sup>：

雨が降ってきた。タクシーが後方に見える。私は右手を挙げる。タクシーが私の横に止まる。この場合、私の右手は自動的に挙がったのではない。私が右手を挙げようと「意思」したからこそ、私の右手は挙がったのである。

上記の場面において、「意思」とは、私が右手を挙げる直前に、「右手を挙げよう」と心の中で思ったことではない。私は、「タクシーを止めようかな」と思ったかもしれないが、「右手を挙げよう」と思ったことは覚えていない。私はただ「困ったな。雨が降ってきたぞ。なんていいタイミングだ。ちょうどいいところにタクシーが来たぞ」と思ったことや、「やっぱりタクシーを使うと高いから止めようかな。でも雨だしな」というような、タクシーを止めようかどうかの葛藤があったことしか覚えていない。どうしても、「右手を挙げよう」と思ったかどうかを思い出せない。では、私の右手は自動的に挙がったのだろうか。そうではない。私が右手を挙げたことは間違いない。この場合、私の「右手を挙げよう」という「意思」が、私の「右手を挙げる」という行為を引き起こしたのである。

意思とは「思う」こととは別なのだと中島は述べる<sup>5)</sup>。ある人が A という行為をしようと思ったとしても、それは直ちに A という意思を持ったことにはならない。それは、単なる「思い」や「考え」である<sup>6)</sup>。今椅子から立ち上がろうと思ったとしても、ただ立ち

<sup>4)</sup> 中島『哲学の教科書』、前掲、168-169頁の例を参照。中島は「意志」という言葉を使っているが、ダフ他と統一するため「意思」とした。以下、中島を引用している箇所は、中島の「意志」を全て「意思」に変えている。

<sup>5)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、169頁。

<sup>6)</sup> ダフは、単なる思いや考えを 'idle thought' や 'bare thought' として意思と区別している。Duff, *ibid.*, pp. 127-128.

上がろうと思っただけでは立ち上がれない<sup>7)</sup>。椅子から実際に立ち上がったとき、立ち上がろうと思ったときとは明らかに違う何かを為した、それが「意思」というものである、と中島は説明する<sup>8)</sup>。したがって、「意思とは何らかの心理的な作用ではない<sup>9)</sup>」のである。ダフは、意思とは動機や欲望とは全く違うものであるとして以下の例を挙げている。

ある男がマンチェスター行きの飛行機であると知ってその飛行機に搭乗した場合、たとえ、マンチェスターがその男の最も行きたくない場所であり、その飛行機に乗るといふその男の動機が単に追っ手から逃れるためであったとしても、その男には明白にマンチェスターに行くという意思があることになる。……マンチェスター行きの飛行機に乗るといふことによって、その男はマンチェスターに行くという彼の意思を決定的に表明している。なぜなら、マンチェスターが彼の行き着く場所であるといふことはまず間違いのないことだからである<sup>10)</sup>。

この場合において、もし意思を動機や思いであるととらえるなら、マンチェスター行きの飛行機に乗った男の意思は「逃げようと思っただけ」になるのであろう。しかし、この男がその飛行機の最終的な目的地をマンチェスターであると認識していた以上、そして、現にマンチェスター行きの飛行機に搭乗した以上、マンチェスターに行くという意思があったという結論が導かれるのである。ダフによれば、われわれは、この男の心的状態を覗いてみて意思というものを確定するのではない。もし、意思というものが、行為に先行する行為者の心的状態であるなら、われわれはどうやって、単なる思いや願望などと意思とを区別できるのか、と問うのである。このように、中島やダフは、単なる思いといった心的状態と意思とを区別する必要があるという前提にたっているわけである。何故そのような区別をする必要があるのかという疑問があるだろう。通常われわれはいろいろなことを思ったり考えたりしている。それらを基に行動に移すこともあれば、単に思ったり考えたりしただけで行動に結びつかずに終わってしまうことも多々ある。そのようなさまざまな場合において、われわれはある行為やその行為の結果の原因や責任をその意思に求める。単に思ったり考えたりしたこと、ある結果の原因を求めるのではなく、その意思に求めるのであれば、意思とはかように思いや考えとは区別されたものと理解できる。たとえば、私が、溺れている人を助けようと思っただけにしても、その単なる思いと助ける意思があったこととを区別するものは何であろうか。それは、次に考察する行為との結びつきなのである。

<sup>7)</sup> 中島『哲学の教科書』、前掲、169頁。

<sup>8)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、169頁。

<sup>9)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、169頁。参照、Duff, *Ibid*, p 128.

<sup>10)</sup> Duff, *ibid*, p. 21. Moloney (1985) ケースにおいて、Lord Bridge が Lord Asquith を引用している部分をダフが引用している。

## 2. 観察可能な行為との結びつき

中島によれば、「意思」とは「少なくとも行為を引き起こす能力<sup>11)</sup>」であると人々に了解されているが、それは行為を引き起こす独特の「原因」として理解されるときに登場してくる端的な「知」を表す言葉であって、決して内的な叫び声のようなものではない<sup>12)</sup>。

例 2<sup>13)</sup>：

川で溺れそうな子供を目撃し、助けたいと思い、心の中で「助けなければ！」と叫んでいたとしても、その人が子供を助ける意思をもっていたのか、単なる「願望」であったのかどうかは、その人が実際に川に飛び込み子供を助けようとする行為に出るまでは——その人自身にとっても——決定できない、分からないのである。しかし、思わず川に飛び込みずぶ濡れで子供を抱き抱えて戻ってきて、「自分がたった今何をしたかほとんど覚えていない」と言ったとしても、子供を助けたからには子供を助ける「意思」があった、とみなされるのである。

この例のように、その人が「いかに心の内で叫ぼうとも、意思とは行為を引き起こす現実の力とみなされている<sup>14)</sup>」のであるから、「それが具体的な行為を結果として産み出さない限り<sup>15)</sup>」、意思とはみなされない。換言すれば、「意思」とは、「内的な心理作用よりずっと観察可能な行為の外形に結びついている<sup>16)</sup>」ということができる。

ダフもまた、「意思」とは、観察できる行為から独立して決定できるものではない<sup>17)</sup>と述べている。

われわれは、二元論者が主張するようには、意思と行為を切り離すことは出来ない。われわれは、われわれ自身や他者が意思して為した行為の中にのみ、あるいはその行為を通してのみ、われわれや他者の意思をみることができるのである<sup>18)</sup>。

ここで以下の点に注意しておきたい。「意思とは、行為を引き起こす独特の原因として理解される能力である」ということと、「意思は行為を引き起こす」ということとは概念的に異質であるということである。後者は、意思があれば必ずその意思によって引き起こされた行為があることを意味するが、前者は、関連する行為から遡ってのみ、意思というものが導出される、ということの意味する。その概念上の違いは、次頁図のようになるで

<sup>11)</sup> 中島『哲学の教科書』、前掲、170 頁。

<sup>12)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、170 頁。

<sup>13)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、170 頁の例を参照してアレンジした。

<sup>14)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、171 頁。

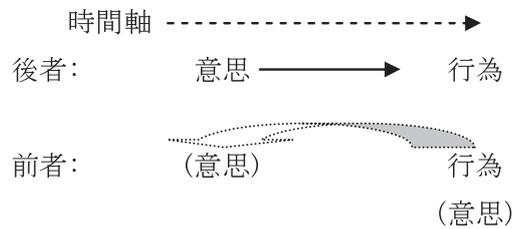
<sup>15)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、171 頁。

<sup>16)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、171 頁。

<sup>17)</sup> Duff, *ibid.*, p. 128.

<sup>18)</sup> Id. なお、ダフによれば、「二元論主張者は、心と身体、内的な心的状態と外的な行為とを区別する。そして、心や内的な心的状態は外的な行為から推定されなければならないと主張する」。Duff, *ibid.*, p. 127.

あろう。



このように、意思とは、ある行為やその行為の結果があって、それらを引き起こした原因を探る場面で登場してくるものなのである。そしてそのような場合、意思とは、あたかも心理的な作用であるかのように了解<sup>19)</sup>されるが、行為者の内的な心理状態——動機や思いや願望など——ではなく、外形的な行為の側から遡って意味づけられるもの、ということになる。すなわち、観察可能な行為なくしては意思はありえない、ということである。

### 3. 意思の無意識性

ある行為をしている間、自分の意思を常に意識している必要はない。

例3<sup>20)</sup>：

今、あなたは座っている。立ってはいない。すると、立たないかぎりあなたは刻々と「座り続ける」意思をもっていることになる。でなければ、あなたは何の意思もなく座っていると言わねばならず、これはおかしいことだからである。

この例のように、ある行為の最中に自分の意思に常に気づいている必要はない。人は自身の意思を知らずに多くの行為を行なうものである。歩いている間、「私は歩いている」、「私は歩こうという意思をもっている」と言い続けなくても、ひとたび、「あなたは歩いているのですか。立っているのですか」と聞かれば、すぐさま「歩いている」と答えられる<sup>21)</sup>。また、例2で溺れる子供を助けた人の場合でも、「自分で何をしたのか覚えていない」と、自分の意思に気づいていなくとも、子供を助けたという行為（の結果）から、子供を助ける「意思」があったのだとみなされるのである。

また、上述のように、座っている例や歩いている例のような、単純で罪がない無意識の意思ばかりではない。あのとき自分は何故とっさにあのような行為に出してしまったのか、後に苦悩し胸をかきむしられるような場合<sup>22)</sup>も多々あるだろう。また、そのような行為を

<sup>19)</sup> 中島『哲学の教科書』、前掲、170頁。

<sup>20)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、169-170頁の例をアレンジした。

<sup>21)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、170頁。

<sup>22)</sup> 中島は、ほんの一瞬の行為がもたらす人生の恐ろしさ、そして決してその行為をしなかった過去に戻ることが出来ない意思というものの残酷さを現したものとして、『サマー・ストーリー』（原作はゴールズワージーの『林檎の樹』）という映画をあげている。中島『哲学の教科書』、前注、179-182頁。

選択せざるを得なかった自分の境遇や自分自身の意思を生涯引き受けていくことに耐えられない場合もあるだろう。意識する暇もない、あっと言う瞬間の「意思」には、将来を変えてしまうほど重大なものもある。決定的な意味をもつ意思決定ですら、そのように無意識であることがありえるのである。『ソフィーの選択』という映画には、まさしくそのような意識する間もないとっさの「意思」が描かれている。

五歳くらいの男の子の手を引き、二歳くらいの女の子を胸に抱いて強制収容所の列を待っている女に、監視の男が「特別許可」を与えると申し出ます。二人の子供のうち一人だけを助けるから、ガス室に連れていくほうを今ここで選べと言うのです。身を震わして拒否し続ける女に、本来は二人ともガス室行きだぞと追い打ちをかけ、さあさあと促す。女はとっさに二歳の女の子を連れていってくれ、と叫ぶのです。「ママ！ママ！」と大柄な男の背中に乗せられて女の子は叫ぶ、男の子はじっと母親の手をにぎって俯いている。女は、その一瞬選択したのです。何が頭をよぎったか自分でもわからないことでしょう。しかし、たしかに「この子を！（Die Kleine!）」とはっきり何度も叫んだ。それが彼女の「意思」でないと誰が言えましょうか<sup>23)</sup>。

これは戦争中の特異な例であるかもしれない。どちらかを選択しなければ誰かが死ぬというようなことは日常的ではないだろう。しかし、われわれももしかしたらこんなふうな、極限状態での「意思」というものの無意識性を体験しないとは言えない。ソフィーがいかにも心の中で叫ぼうとも、その瞬間頭の中が空白になり何をどう思ったか意識していなかったとしても、意思とは、このように導出されていくという側面をももっているのである。

#### 4. 社会的文脈

意思とは、内的な心理状態ではなく、観察可能な行為と結びついていること、また、意思とは、常に意識的とは限らず、無意識であることがありえるということのみてきた。では、意識的に行為を観察しさえすれば自身の意思は自分だけで分かるものなのだろうか。中島は意思とはそのようなものではないと言う。「よく頭の固い親や教師が『おまえは自分が何をしたいのかさえわからないのか！』と怒鳴りつけますが、考えれば考えるほど自分がたった今何をしたいのかわからなくなる場合もあって当然なのです<sup>24)</sup>」。何故なら、意思とは「自分の身体に問いかければおのずと出てくるようなものではない<sup>25)</sup>」からである。

「自分」の意思とは、じつは自分ひとりで決められるものではない。それは、少なく

<sup>23)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、182頁。

<sup>24)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、173頁。中島は、歌劇『フィガロの結婚』の中の「自分で自分がわからない」というケルビーノのアリアを引いて、「恋をしたり何かの決断を迫られたりするとき、いやそればかりか日常的にも自分が何を「意思しているのか」わからなくなるのは普通のことです。むしろ、自分が自分の意思を隅々までわかっているという想定こそ事実と反する。「意思」とはかようにフワフワしたものです」と述べている。

<sup>25)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、173頁。

とも可能な他者との共同作業によって、さまざまな要素を加味して社会的に意味づけ  
てゆくものなのです<sup>26)</sup>。

この場合の「可能な他者」とは、「私は今なにをしたかったのだろう」と訊ねて、「あなた  
はXがしたかったのです」と教えてくれる現実的な他者のみを意味しているわけでは  
ない。もちろんそういう場合もあるだろうが、「今自分は何をしたかったのだろう」という問  
いに答えてくれる、自分を含む対話できる他者がいる、社会があるということである。そ  
のようなことは実は日常多く起きている。よくある子供の例としては、男の子がどうし  
てだか自分でも分からないうちに好きな女の子にイジワルをしてしまうというケースがあ  
る。そのような場合、「なんで僕はこんなにこの子にイジワルをしてしまうのだろう」と  
自分で考え、あるいは友人などに相談し、「自分はイジワルをしている人物にとっても興味  
があるのだ」というように、自身が気づかなかった意思を発見していくのである。このよ  
うな例は、もちろん子供に限られるわけではなく、大人になっても自分の「意思」が何な  
のかなか分らないことは多いだろう。

無意識の意思の例としては、自分でも意識しないうちに無礼な店員に啖呵を切っていた、  
たばこを止めたいと思っているのに無意識にタバコに火をつけていた、自分は違うことを  
望んでいたはずなのに何故あのようにあのような決断をしてしまったのか分からない、等々  
があげられる。そのようなとき、「一体今自分は何をしたのか」、「何をしたかったのか」  
と自問し、自分で答を導き出していることは多い。その場合に大切なのは、それらを意味  
づけてくれる社会があるということである。そこで、可能な他者とは、社会をも含んだ概  
念ということができる。その人の行為を理解し解釈する人々や社会がなければ、その人の  
意思は現れない<sup>27)</sup>。

上に述べた例は、無意識に行なった行為からその意思が社会的に意味づけられていく場  
合であるが、無意識ではない場合でも、本人の思いや願望とは別に、その意思が社会的文

<sup>26)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、173頁。

<sup>27)</sup> 意思とは、当人の内的・心的状態でないということ、意思とは可能な他者との対話により社会的に意  
味づけられていくということになるということを見てきた。それに対して、誰にも言わなくても、誰に  
も気づかれなくても、誰にも理解されなくても、当人だけに分かる意思があるのではないか、という疑  
問があるかもしれない。先にも、自身で自問自答しながら自身の意思を発見していくことがあると述べ  
たように、一人で部屋にいるときなど、誰も私の行為を見ていないとき、誰にも気づかれない意思があ  
ることはあり得る。日記を書くとか、紅茶を飲むとか、12時までにこの章を読み終えろとか。しかし、  
そのことを他者に伝えたときには状況は変わる。本稿の考える意思によれば、どんなに奇妙奇天烈な意  
思であったとしても一旦他者に理解してもらえば意思となるであろうが、誰にも理解できない・されな  
い意思は存在しないことになるのである。意思というものが、当人の内心の思いである、ということ  
を手放せない人々には、この主張は受け入れ難いものであるかもしれない。しかし、ある人が全速力で  
走りながら、私は静かに読書する意思があるのだ、と言ったらどうだろうか。私は読書をしたかったの  
だけれども、借金取りに家まで押しかけられ全速力で逃げているのだ、と言え、その人の意思は「借  
金取りから逃れるために走る」ということであろうが、全速力で走りながら同時に静かに読書する意  
思があるということ誰が納得するであろうか。その人が全速力で走っているという行為の側に意思を見  
出そうとするのではないだろうか。

また、次の2点を確認しておきたい。①意思とは、当人の内心の思いではないが、誰にも知られない  
自分だけの「思い」の存在を否定しているわけではない。②ダフは行動主義者ではない。彼自身そのこ  
とを明言している。

脈の中で確定されていく場合がある。中島は、当人の記憶や心理状態からのみ意思が決定されるわけでない例として、18歳の少年が自宅のベッドの上で女友達の首を何度も絞めて殺してしまった事件を挙げている。

この「首を絞める」という行為に関して検察側と弁護側は一致しておりましたが、検察側が「彼には少女を殺す意思があった」と一貫して主張していたのに対して、少年の弁護士は「彼には首を絞める意思はあったが、殺す意思はなかった」という論理を展開しておりました。……ここに強調したいことは、少年自身が記憶しているそのときの心理状態は最も信頼のおけないものだけということです。彼が「殺すまい」と思っていたことをどんなにありありと思い出しても、それはただちには「殺す意思」がなかったことを導かない。なぜなら、それは意思ではなく心の叫びであり、ここで問題になっているのは、少年の行為を「少女を殺した」と記述することが、総体的に見て妥当か否かということだからです。つまり、たとえ「殺そう」という思いの一片もなかったとしても、他人の首を数度にわたって思いきり締めたことをもって、實際上「殺す」意思をもってたとみなされてしまう。彼のそのときの心理状態とはまったく別に、殺す意思は行為の側から弾き出されてしまうのです<sup>28)</sup>。

行為者が何と言おうが、当人の行為そのものが当人の意思が何であったかを示しているのである。刑法の判例においても、このような当人の思いや願望とは関係なく意思が確定されていくケースは、未必の故意を認定する際に顕著である<sup>29)</sup>。少年がいくら「殺すつもりはなかった」と言っても、そんなふうにならぬ男の力で女の首を何度も何度も締め付けられようなるかは分かっていたらう、君には殺す意思があったのだ、と行為の側から彼の意思が説明されてしまうのである<sup>30)</sup>。私だけの私的体験のような意思状態はないのだと言えよう。

ダフもまた同じような主張を展開している。

<sup>28)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、172頁。

<sup>29)</sup> 参照、福岡高判昭和45年5月16日判時621号106頁。「診療所に放火する決意をした被告人が、診療所の2階の病室に手足の不自由な患者30数名がおり、とくにH、Iは老齢で歩行困難であったため、病室を廻り、患者に「今夜は月がよいから外に出なさい。外が涼しいから外に出なさい」などと言って戸外に出そうとしたが、患者のほとんどは外に出る様子がなかった。しかし、被告人は患者らが外に出たかを確認しないまま、診療所1階にガソリンをまいて点火し、同診療所を全焼させた。その際、被告人は、不具が残る程の火傷を負いながら患者を救出しようとしたが、H、Iを焼死させ、他の患者8名に傷害を負わせた」事例で、「結果不発生の単なる期待にとどまらず、結果回避のための措置が採られているにもかかわらず、「結果の「認容」があったとして殺人・傷害の故意を認定している」。西原春夫・新倉修・山口厚・井田良・松宮孝明『刑法マテリアルズ——資料で学ぶ刑法総論』（柏書房、1995年）、167-168頁。他方、認容説をとりながら、結果不発生の期待・希望があったということで、故意が否定された事例として、参照、高松高判昭和32年3月22日高刑裁特4巻5号99頁。

<sup>30)</sup> 「一旦私が他人から過去の責任を追及されるような事態に至ったとき、「私の意思」ははっきりとした形を帯びていわば突如として私の内部に定着するのです。そのとき、意味づけられる「殺そうとする意思」や「だまそうとする意思」は、あたかも私の心理状態であるかのように、だがじつははっきりと別物として社会的な合意の手続き（例えば裁判過程）を踏んで形成されるのです」。中島『哲学の教科書』、前掲、173頁。

もしわれわれが、ある人物が橋の上でコンクリートの一片を持ち、ちょうど橋の下に車がさしかかる瞬間を待って、そのコンクリートの一片を下に落としたということを知ったなら、そのような物を橋の上から落とした人物は、その車に乗っている人に重大な肉体的危害を加えようという意思があったという以外にどんな意思があったと言えるだろうか<sup>31)</sup>。……意思とは論理的に行為に寄生している。意思は必然的に行為に向けられており、それは行為との関係においてのみ理解されうるものである<sup>32)</sup>。……どのような特別な考えも（気持ちや他の心理的に起こることがらも）それ自身では意思となることはない<sup>33)</sup>。

ダフによれば、意思は行為と切り離せないものであり、そしてそのような意思や行為は社会的文脈のパターン<sup>34)</sup>から理解されることになる。われわれは、ある行為を社会的文脈から単独で観察するわけではない。右手を挙げるという行為は、たとえば、右に曲がることを知らせるものであるとか、友人に手を振ることであるとかいったように、行為のパターンとして理解される<sup>35)</sup>。それは、ちょうど、われわれが本を読むときに、紙の上に印刷されたさまざまなインクのシミを個々のシミとして見ているわけではなく、文字や文章として見ていることと同じなのだ。ダフは説明している<sup>36)</sup>。われわれは、XがYを殴ったというようにXの行為を見、そのように理解する。われわれは、Xの右手がいきなり持ち上がり、その右手がXの右肩後方に移動し、素早い動きで次の瞬間にYの左頬にあたった、というふうにはXの行為を見ないし理解しない、というわけである。社会的文脈から離れて、意思や行為というものを認識することはできないのである<sup>37)</sup>。

このように、意思というものが社会的文脈の中で意味づけられていくものであるということは、われわれは人の意思を判断する際に間違いを犯すかもしれない、ということも意味する。例1の「私」を第三者に変えてみると、タクシーがちょうど彼の傍まで来たときに彼が右手を挙げたのはタクシーを止めようという意思があったからではないかもしれない。単に道の反対側にいた友人に手を振っただけかもしれないからである。ダフも観察した行為についての、そのような間違いや不確実性を示す例を多くあげている。たとえば、パブで、ある人がある人に暴行していると思っていたが、実は、昨夜のボクシングのさまを友人にデモンストレーションしているうちに熱が入りすぎて間違っ顔面を殴ってしまったということが後に分かった場合<sup>38)</sup>などである。行為者が何を意思したかを決定する

<sup>31)</sup> Duff, *ibid.*, p. 133.

<sup>32)</sup> *Id.*

<sup>33)</sup> Duff, *ibid.*, p. 134.

<sup>34)</sup> Duff, *ibid.*, p. 132.

<sup>35)</sup> Duff, *ibid.*, p. 134.

<sup>36)</sup> Duff, *ibid.*, p. 132.

<sup>37)</sup> 意思というものを、本稿で考察してきたようなものととらえると、社会的意味づけでいかようにも変化しうる危うい概念であり、社会の意味づけによっていかようにもレッテルが貼られてしまう危険性がないか、と批判されるかもしれない。しかし、意思というものを従来のように、本人だけにしか分からない隠された部分であるとするなら、刑事裁判などでの手続きに違和感はないだろうか。当人が、たとえば、殺すつもりはなかったと主張しているのにも拘らず、当人のそれまでの言動や状況から、当人の意思を第三者が確定していく作業は、上に述べた中島やダフに近い「意思」理解であろう。

<sup>38)</sup> Duff, *ibid.*, p. 132.

際に、不確かであるとか疑いを挟む余地がある場合には、本人がしたこと、本人が言ったこと、その他そのケースのありとあらゆる考えられる状況や可能な証拠から意思を推察しなければならないとダフは述べている<sup>39)</sup>。その場合に重要なのは、それらの不確実性や間違いといったものは、その行為の文脈やその文脈における行為の特質をよりよく理解することによってのみ訂正されるのであって、決して、本人にしか分からない心的な状態を発見することによってではない<sup>40)</sup>という点である。意思とは本人にしか覗けない本人の心の中にある何かを見出すことではないという点を、ダフはくどいほど力説している。

そうは言っても、意思というものが本人のみに分かる内的な思いであるという考えを手放すことはなかなか出来そうもない。なぜなら、辞書などにもあるように、われわれは、通常日常一般的に、そのように意思というものを理解しているからである。たとえば、意思の強い人・弱い人という表現は、一般に、自分が思ったことや計画したことを現に行動に移すことができる人あるいは出来ない人という意味合いに使われている。たばこを止めようと思えばたばこを止めることができた人は意思が強い人だ、などというように。

しかし、本稿で示した意思解釈によれば、たばこを止めようと思ってもたばこを止めることが出来ずにたばこに手が伸びてしまう人は、たばこを吸う意思があったのだ、というだけである。たばこを止めようと思えば止めることができるのは、自身に課した約束を遂行することができた人ということになるか<sup>41)</sup>。したがって、たばこを止めようと思えばたばこを止めることができた人は、他者に向けての約束だけでなく、自身に対する約束も他者に対するのと同じように必ず守ることができる人であると、他者や社会から認められるというだけのことであり、その場合に、意思が強いとか弱いと記述するのは的外れということになる。ここで考察してきた意思とは、強いとか弱いといったように形容されるものではないのである。

意思とはこのように、単独で成り立つものではなく、行為と切り離せないものであり、行為の側から確定されるものであるとすることができる。

## 5. 原因としての意思

われわれが通常どういうときに最も原因を追及したいと切望するかは、最も起きて欲しくないことが起きてしまったときであり、それが悲惨で心を痛めるような出来事であればあるほど、その思いは強いのではないだろうか。もちろん、ことが上手く運んだ際にも原因を知りたいと思うだろうが、上手く運ばなかったとき、「ある現象がわれわれが期待している通常のあり方から逸脱したとき<sup>42)</sup>」に特に切実に原因を追及したいと願うのではないだろうか。たとえば、飛行機が無事着陸した原因よりも墜落した原因を知りたいと思うであろうし、Xさんが今無事に生きている原因よりもYさんが自殺した原因を知りたいの

<sup>39)</sup> Duff, *ibid.*, p. 133.

<sup>40)</sup> *Id.*

<sup>41)</sup> ダフは、「宣言された意思は約束と同じようなものとして理解できる」と言っている。Duff, *ibid.*, p. 133.

<sup>42)</sup> 中島『哲学の教科書』、前掲、163頁。痛ましい出来事ばかりでなく、同じものを食べたのに一人だけ食中毒にかからなかったような幸運な場合でも、なぜ彼だけがかからなかったのかと原因を追及するだろうが、それもある意味での逸脱現象であるからである。

である<sup>43)</sup>。そして、人が為した行為に関しては、そのような原因追求の過程で、意思というものが現れてくるのである。

ある人物が引き起こしたある行為の原因を、本稿で考察してきた意思にではなく、その人物の独立した心的状態としての意思に求めるならば、そのことによって、意思から行為への因果関係が明白となるような錯覚がもたらされ、原因追及はそこで終わってしまう。その人物の行為の「原因を彼の意思に求めた瞬間に、それが行き止まり<sup>44)</sup>」であり、「それ以上遡れない<sup>45)</sup>」という考え方は、彼の行為の責めを彼の意思に帰するということが正当であるという帰結をもたらす。このように考えると、行為の責任を帰する場所として「意思」という概念に辿り着くのはしごく当然の論理的帰結であろう。逆に、その行為の原因を、その人物が今現在生きていること自体や、その人物の家庭環境や、性向や、その行為をしたときの感情や、その人物の無意識の領域や、その他もろもろにまで広げて求めることは、何が決定的にその行為の原因となっているかを明らかにできないというもどかしさをもたらす。

しかしながら、ひとたび責任（原因）追及が個人の意思で止まると、責任の所在の名指しが簡単となる。その個人の歴史や性向、彼に関わった人たちの彼への影響、無意識の状態も含めた彼の自己、等々を考慮しなくとも、その個人の意思決定にのみ責任を帰せられるからである。しかし、ある個人が為したある行為の責任がその個人の意思にあるとする考え方は、責任の所在を明らかにするふりをして、その他の人間・社会・状況には責任なし、というための方便とも言えよう。個人に大きな責任を帰するこのような現代の構図は、結果として「無責任」という社会を生まないだろうか。個人Aの責任だ、ということは、A以外のものの責任を免除してしまう。A以外のものの責任を免除するために、個人責任としての意思責任が生まれたとも言えるだろう<sup>46)</sup>。

#### 【補記】

本研究にあたっては、松下国際財団より研究助成を受けている。

<sup>43)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、163頁

<sup>44)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、166頁。

<sup>45)</sup> 中島『哲学の教科書』、前注、166頁。

<sup>46)</sup> 沢登佳人『刑事法における人間の虚像と実像』（大成出版社、1976年）、37頁-63頁。沢登は、交通事故について、「近代刑事責任原理にてらせば、事故の責任は、挙げて事故を直接自らの手がかつ自らの意思……で惹き起こした人自身、その人個人に在る。……逆に国家・産業・社会全体の責任をほっかむりし、自動車社会の犠牲者として彼自身一個の被害者でもある所の、直接の加害者のみに全責任を負っかぶせ、その結果加害者が一生民事責任の負担に苦しむだけでなく、通常加害者は経済的にたかの知れた責任負担能力しか持たないから被害者も泣き寝入り。一方刑事責任の方は過失は極めて軽く、さらに法人、非法人を問わず企業には犯罪能力・刑事責任能力がないから、馬鹿を見るのは被害者ばかり。得をするのは自動車産業とその関連産業。そして結局は何らかの形で自動車社会の利益を享受している全産業、全国民がそのかすりを取っていい思いをしているわけだ。年間一万数千人の他人の生命を犠牲にして一億人がいい思い」とまで言い放っている。また、佐藤直樹は、『増補版』大人の〈責任〉、子どもの〈責任〉——刑事責任の現象学』（青弓社、1998年）、20-22頁で、「「意思責任」「自己責任」「個人責任」として成立した〈責任〉とは、「自由な意思決定をなすうる理性的人間」というフィクションを前提に製造されたもの」であり、「すべて〈責任〉を個人に負わせ」、その他の責任を免除するため、「資本主義社会の支配階級の階級的要請から」誕生したものであると述べている。

参考文献 (alphabetical order) :

- 青柳文雄 『続 犯罪とわが国民性』 (成文堂、1973年)。  
青柳文雄 『刑事裁判と国民性 (機能篇)』 (成文堂、1976年)。  
青柳文雄 『日本人の犯罪意識』 (中公文庫、1986年)。  
Arisaka, Yoko, 'The Ontological Co-Emergence of "Self and Other" in Japanese Philosophy', *Journal of Consciousness Studies*, vol. 8, no. 5-7 (2001), pp. 197-208.  
Baldine, Joanne, 'Is Human Identity an Artifact? How Some Conceptions of the Asian and Western Self Fare during Technological and Legal Development', Davis Baird (ed.), *Techné: Journal of the Society for Philosophy and Technology*, vol. 3, no. 2 (winter 1997) <http://scholar.lib.vt.edu/ejournals/SPT/v3n2/BALDINE.html>, September 16, 2003).  
Duff, R. A., *Intention, Agency and Criminal Liability: Philosophy of Action and the Criminal Law* (Basil Blackwell, 1990).  
片岡寛光 『責任の思想』 (早稲田大学出版部、2000年)。  
木村敏 『人と人との間』 (弘文堂、1972年)。  
熊野純彦 『レヴィナス入門』 (ちくま新書、1999年)。  
中島義道 『哲学の教科書』 (講談社、1995年)。  
Ozawa-De Silva, Chikako, 'Beyond the Body/Mind? Japanese Contemporary Thinkers on Alternative Sociologies of the Body', *Body & Society*, vol. 8, no. 2 (Sage Publications, 2002), pp. 21-38.  
Parker, David, Dalziell, Rosamund and Wright, Iain (eds.), *Shame and the Modern Self* (Australian Scholarly Publishing, 1996).  
Rosenberger, N. R. (ed.), *Japanese Sense of Self* (Cambridge University Press, 1992).  
佐藤直樹 『共同幻想としての刑法』 (白順社、1989年)。  
佐藤直樹 『〈責任〉のゆくえ——システムに刑法は追いつくか』 (青弓社、1995年)。  
佐藤直樹 『[増補版]大人の〈責任〉、子どもの〈責任〉——刑事責任の現象学』 (青弓社、1998年)。  
沢登佳人 『刑事法における人間の虚像と実像』 (大成出版社、1976年)。